(ホ) 無で四日中の平均賃金の十日分に相當する金額を支拂はなければならない。

すべて、通常の勞働時間の全部又は一部を勞働したものである。

(ヘ) 勞働者が勞働することができない場合、又は勞働することを禁止された場合のごときは、勞働したものとはいえないから、賃金を支拂う必要はない。

例えば、病氣のため、又は出勤を禁止された場合のごとき。

下の如き、有給休暇、又は、下の如き、

(20×10=200)